

五月二十八日	午後二時三十分から 午後二時まで	正津川地区公民館	むつ市
五月二十四日	午前九時三十分から 正午まで	川内庁舎前	
"	午後三時から 午後三時三十分まで	戸沢地区公民館	
"	午後二時から 午後二時三十分まで	褓川地区公民館	
五月二十三日	午前九時三十分から 午前十時まで	宿野部地区公民館	
五月二十二日	午前九時三十分から 正午まで	脇野沢地域交流センター	
五月二十一日	午後二時から 午後三時まで	滝山地区生活福祉センター	
"	午後二時から 午後二時まで	平川市役所本庁舎前	
五月十八日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	平川市葛川支所	
五月十七日	午前十時三十分から 正午まで		
五月十六日	午前十時から 正午まで	平川市尾上地域福祉・保健センター	
"	午後一時から 午後三時まで		
五月十五日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後二時三十分まで		
五月十四日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	平川市	
"	午後二時から 午後三十分まで		

"	午後三時三十分から 午後三時まで	四和経済センター二十九号倉庫	東通村
六月五日	午前九時三十分から 正午まで	切田経済センター	
"	午後三時から 午後三時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合大深内支店	
六月四日	午前十一時から 正午まで	白糠漁業協同組合	
"	午前十一時三十分から 正午まで	白糠漁業協同組合	
"	午前十一時三十分から 午前十一時三十分まで	白糠漁業協同組合老部支所	
六月一日	午前九時三十分から 午前十時まで	小田野沢漁業協同組合	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	尻屋漁業協同組合	
"	午後一時から 午後三時三十分まで	尻屋漁業協同組合	
"	午前十一時から 午前十一時三十分まで	尻屋漁業協同組合	
五月三十一日	午前九時三十分から 午前十時まで	人口集会所	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	石持地区活力倍増センター	
"	午後一時から 午後三十分まで	目名集会所	
五月三十日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	大畑加工冷蔵協同組合事務所前	
"	午後一時から 午後三時三十分まで	大畑庁舎車庫	
五月二十九日	午前九時三十分から 正午まで	木野部地区公民館	
"	午後二時から 午後三十分まで		

六月六日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	藤坂支店	十和田市
六月七日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	深持経済センター	
六月八日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	沢田悠学館	
"	午前十一時から 正午まで	十和田おいらせ農業協同組 合十和田湖支店	
六月十一日	午後一時から 午後二時三十分まで	毘沙門・長富コミュニティ センター	
"	午後二時から 午後二時三十分まで	コミュニティセンター飯詰	
六月十二日	午前十時から 正午まで		五所川原市
"	午後一時から 午後三時三十分まで	コミュニティセンター三好	
六月十三日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで		
"	午後一時から 午後二時三十分まで	コミュニティセンター中川	
六月十四日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	コミュニティセンター長橋	
"	午後二時から 午後二時三十分まで	コミュニティセンター七和	
六月十八日	午前十一時から 正午まで		
"	午後一時から 午後二時三十分まで		
六月十九日	午前九時三十分から 正午まで	十和田おいらせ農業協同組 合三本木事業所四号倉庫	十和田市
"	午後二時から 午後三時三十分まで		

六月二十日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後二時三十分まで		
六月二十一日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後二時から 午後三時三十分まで		
六月二十五日	午前十時三十分から 正午まで	旧五所川原市建設機械格納 庫	
"	午後二時から 午後三時三十分まで		
六月二十六日	午前十時から 正午まで		
"	午後二時から 午後三時三十分まで	コミュニティセンター松島	
六月二十七日	午前十時三十分から 正午まで		五所川原市
"	午後一時から 午後二時三十分まで		
六月二十八日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市役所一般駐車 庫	
"	午後二時から 午後三時三十分まで		
六月二十九日	午前十時三十分から 正午まで		
七月二十三日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時三十分まで	常盤除雪センター	
七月二十四日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後三時から 午後三時三十分まで		

〃	八月二十三日	午前十一時から 正午まで	易国間漁業協同組合倉庫	風間浦村
〃	〃	午後一時から 午後三時まで	蛇浦漁業協同組合倉庫	
〃	〃	午前十一時三十分から 正午まで	大間町立公民館	大間町
〃	八月二十二日	午前十時から 午前十一時まで	奥戸漁業協同組合水産物保 管倉庫	
〃	〃	午後一時から 午後三時まで	津軽海峡文化館	
〃	〃	午前十一時から 正午まで		
〃	〃	午前十時から 午前十一時三十分まで	磯谷支	佐井村
〃	八月二十一日	午前九時から 午前九時三十分まで	張所	長後出
〃	〃	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	所〃	福浦支
〃	八月二十日	午後二時から 午後三時まで	所	佐井村漁業協同組合牛滝支
〃	〃	午後二時から 午後三時まで		
〃	七月二十七日	午前十時三十分から 正午まで	藤崎町役場	
〃	〃	午後三時から 午後三時三十分まで		
〃	七月二十六日	午前十時三十分から 正午まで		
〃	〃	午後一時から 午後三時まで	つがる弘前農業協同組合藤 崎支店	藤崎町
〃	七月二十五日	午前十時三十分から 正午まで		

九月五日	午前十一時三十分から 正午まで	大平会館	外ヶ浜町
〃	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	外ヶ浜町役場平館支所車庫	
〃	午後二時から 午後三時まで	弥蔵釜コミュニティセンタ	
九月四日	午前十一時三十分から 午前十一時三十分まで	舟岡コミュニティセンター	
〃	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	外ヶ浜町役場三厩支所車庫	
〃	午後二時から 午後三時まで	外ヶ浜町ふるさとセンター	
九月三日	午前十一時から 正午まで	支所	竜飛今別漁業協同組合竜飛
〃	午後二時から 午後三時三十分まで		
八月三十日	午前十一時から 正午まで	蓬田村役場	蓬田村
〃	午後二時から 午後三時三十分まで		
〃	午後二時から 午後三時三十分まで	今別町役場前	
八月二十九日	午前十時三十分から 正午まで	大川平文化会館	今別町
〃	午後二時から 午後三時三十分まで		
〃	午前十一時三十分から 正午まで	浜名公民館	
〃	午後二時から 午後三時三十分まで	漁港	大泊
八月二十八日	午前十一時三十分から 午前十一時三十分まで	漁港	霰月
〃	午後二時から 午後三時三十分まで	支所	東部
〃	午前十一時三十分から 正午まで	支所	
〃	午後二時から 午後三時三十分まで		
八月二十七日	午前十一時三十分から 午前十一時三十分まで	支所	竜飛今別漁業協同組合奥平
〃	午後二時から 午後三時三十分まで		

"	九月二十七日	"	九月二十六日	"	九月二十五日	九月二十四日	"	九月十二日	"	"	九月十一日	"	九月十日	"	九月六日	"
午後二時から 午後二時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後二時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 午前十一時まで	午後一時から 午後二時三十分まで	午後三時から 午後三時三十分まで	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	午後二時から 午後三時まで	午前十一時から 正午まで	午前十時から 午前十一時三十分まで	午後二時から 午後三時まで	午後二時から 午後三時まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十時三十分から 正午まで	午後一時から 午後三時まで
中央公民館車庫			三戸町民体育館		" 猿辺支所	三戸町役場斗川支所	平内町立体育館	山口コミュニティセンター	所" 茂浦支	" 東田沢	庫 平内町漁業協同組合本所車	内童子コミュニティセンタ	支所 平内町漁業協同組合清水川		外ヶ浜町役場車庫	塩越会館
田子町			三戸町							平内町						

"	十月十二日	"	十月十一日	"	十月十日	"	十月九日	"	十月五日	"	十月四日	十月三日	"	十月二日	十月一日	九月二十八日
午前十時三十分から 正午まで	午前九時三十分から 午前十時まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	午後一時三十分から 午後三時まで	午前十一時から 正午まで	午後二時から 午後三時まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前九時三十分から 正午まで	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	午後三時から 午後三十分まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時から 午後三時三十分まで	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで
新郷村役場前車庫	西越地区公民館		五戸町立公民館		五戸町役場川内支所	倉石コミュニティセンター	五戸町役場浅田支所		南部町役場南部分庁舎車庫			南部町立剣吉公民館		南部町立中央公民館	南部町立福地公民館車庫	石亀地区研修センター
新郷村			五戸町								南部町					

十月二十五日	午前十時から 午前十一時三十分まで	階上漁業協同組合	階上町
"	午後二時から 午後三時まで	農村婦人の家	
十月二十六日	午前九時三十分から 午前十一時まで	ハートフルプラザ・はしかみ	

青森県告示第三百十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字合子沢字山崎二二七の二・二二七の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域

都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十四年三月二十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画公園事業（五・五・一号 鷹揚公園）

三 事業施行期間

平成二十年七月四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

弘前市大字下白銀町一番地 地内

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第三百十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市吉野町四の五

弘前食品衛生協会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

弘前市吉野町四の五

2 変更後の売りさばき場所

弘前市大字西城北一丁目三の七

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭